

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	小児慢性特定疾病事業に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、小児慢性特定疾病関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

小児慢性特定疾病に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和5年7月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病事業に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、指定された小児の慢性疾病について、医療の確立、普及を図り、医療給付を行い、長期にわたる療養を必要とする児童の健全な育成を図ることを目的として事務を行うものである。 番号法においては、別表第一項番7に基づき、小児慢性特定疾病医療費支給認定の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。
③システムの名称	さいたま市保健システム母子医療(小児慢性・養育医療・育成医療)、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、埼玉県市町村電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病関連情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表1 7項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 (平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) ・別表第二の26、56の2、87及び120 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条、第59条の3(情報照会の根拠) ・別表第二の9 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号)第8条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生局保健所疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 ほか
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健衛生局保健所疾病対策課 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	疾病予防対策課長 嘉悦 明彦	課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月7日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	1)発生なし	2)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年5月29日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	2)発生あり	1)発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年経過したことに伴う変更
令和2年5月29日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第九項(別表第二における情報提供の根拠)別表第二第26、56の2及び87の2項(別表第二における情報照会の根拠)別表第二第9の2項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) ・別表第二の26、56の2、87及び120 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条、第59条の3(情報照会の根拠) ・別表第二の9 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号)第8条	事後	根拠となる法令の明確化による変更のため重要な変更には該当しない
令和3年8月6日	II しきい値判断項目、1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には該当しないため。
令和3年8月6日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には該当しないため。
令和3年8月6日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健システム母子医療(小児慢性・養育医療)	さいたま市保健システム母子医療(小児慢性・養育医療・育成医療)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には該当しないため。
令和3年9月1日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課	保健衛生局保健所疾病対策課	事後	軽微な変更
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病予防対策課長	疾病対策課長	事後	軽微な変更
令和5年7月27日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	保健福祉局保健所疾病予防対策課 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号	保健衛生局保健所疾病対策課 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号	事後	軽微な変更
令和5年7月27日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	さいたま市保健システム母子医療(小児慢性・養育医療・育成医療)、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム	さいたま市保健システム母子医療(小児慢性・養育医療・育成医療)、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、埼玉県市町村電子申請サービス	事前	